

平成 27 年度 施政方針と予算編成の概要説明

政府は、昨年 12 月に日本の人口の現状と将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。この中では「人口減少・超高齢社会」の原因を、少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げております。あわせて、地方創生を国と地方が一体となって取り組むため、全自治体に対して具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しているところであります。

また、国は、緊急経済対策を盛り込んだ一般会計総額 3 兆 1,180 億円の平成 26 年度補正予算を計上し、2 月 3 日に成立いたしております。この補正予算には、自治体が地域事情に応じて柔軟に使える総額 4,200 億円の地域住民生活等緊急支援交付金も盛り込まれております。

本市といたしましても、こうした国政の流れを注視しつつ、人口減少に歯止めをかけるため、本市独自の「地方版総合戦略」の策定及び交付金を活用した施策の実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このような状況下にあつて、本市の財政状況は、これまでの積極的な市債の繰上償還等の財政健全化計画の実施により改善してきたものの、平成 28 年度から始まる普通交付税の逡減を考慮すると、これまで以上に厳しい財政状況となることが予想されることから、交付税逡減に対応した取組みによる財政構造等の転換を図る必要があり、「行政改革推進計画」及び「財政健全化計画」の着実な実行が必要であると考えております。

平成 27 年度当初予算編成にあたりましては、「平戸市総合計画」の基本理念に基づき、共通目標及び基本目標を予算編成の柱とするとともに、「行政改革推進計画」及び「第 2 次財政健全化計画」を踏まえながら、既存事業の見直しの徹底を行うなど、財政状況に配慮しながら予算の重点化を図りました。

特に、これからの急激な人口減少が予測されることから、昨年 9 月議会において「人口減少抑制強化宣言」を行ったところであり、本市に住む市民が地域に誇りと愛着を持ち、住みなれた地域で「ずっと住み続けたい」と思えるまちの創出を図るとともに、市外の人が「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するため、「平戸市ずっと住みたいまち創出条例」を提案することといたしております。これらのことから、平成 27 年度当初予算において、人口減少に歯止めをかけるため、人口減少抑制対策に積極的、重点的に予算配分を行ったところであります。

まず、「雇用促進」として、創業支援制度の創設、既存製造業及び 6 次産業化のための設備整備支援制度・融資制度の創設を行うなど、雇用の確保を促進します。「子育て支援」として、インフルエンザ予防接種助成対象年齢の拡大、大幅な保育所入所保護者負担金の軽減と、福祉医療給付事業の小中学生までの拡充などの、子育て世帯の経済的負担の軽減や、小中学校に ICT 機器を導入し、特色ある教育環境を整備することによる児童生徒の総合的な学力向上を図ります。「定住・移住対策」として、平戸市への移住を促進

するため、新築・中古住宅取得や空き家改修などを支援する事業を創設するとともに、市民の方が持続的に本市に住み続けていただくため、新築住宅取得に対する支援も行つてまいりたいと考えております。また、平成27年度は地域おこし協力隊を8名募集し、地域協力活動に従事していただきながら、将来の定住につなげていきたいと考えております。

また、昨年9月市議会定例会において、地球温暖化の原因とされるCO₂の排出量と削減・吸収量が均衡する自治体を目指し、市民一丸となり取り組むこととした「CO₂排出ゼロ都市宣言」を行ったところであり、その実現に向けた、再生可能エネルギー事業のさらなる推進と、節電や省エネルギー対策などに取り組んでいくこととしております。

さらに、平成27年度は、平成17年10月1日の4市町村の合併から記念すべき10周年の節目の年を迎えることから、「市制施行10周年記念事業」をはじめとした各種イベントを開催し、多くの市民の皆様とともに合併10周年をお祝いしたいと考えております。

この結果、平成27年度一般会計当初予算は249億円、対前年度比0.1%の減、特別会計予算は「駐車場事業特別会計」及び「工業団地事業特別会計」を創設し、これらを含めて142億678万8千円、対前年度比3.4%の増、公営企業会計予算は48億9,418万1千円、対前年度比9.8%の減、総会計予算は440億96万9千円、対前年度比0.2%の減となっております。

以下、「平戸市総合計画」に掲げた目標と施策に沿って、重点施策を中心に市政運営につきましての所信を申し上げます。

1 参画と連携による自立した地域の確立

(1) 市民参画によるまちづくりの推進

個々のライフスタイルや価値観が多様化し、子育ての悩みや高齢者の介護の問題など、住民の生活に直結するさまざまな地域課題が山積する中、すべての課題を行政サービスで充足することや、安心・安全な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは、難しくなっている状況です。このような現状を踏まえ、今後、私たちの町を住みよい町にしていくためには、市民自らが「自分たちのまちは、自分たちで創る。」という自治意識を持ち、市民がまちづくりへ積極的に参画することが求められています。そこで、生月地区、田平地区及び大島地区において、地域おこし協力隊を配置し、「まちづくり計画」の策定と「まちづくり運営協議会」の設置に向け、継続して住民による新しいコミュニティづくりを推進してまいります。また、27年度から新たに南部地区においても、地域支援員(市職員)を配置し、新しいコミュニティづくりの推進に取り組んでまいります。

2 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保

(1) 美しい自然環境の保全・継承

地球温暖化をはじめとする自然環境問題は、私たちが世界規模で優先的に取り組まなければならない最重要課題であります。低炭素社会の実現や地球環境に優しいクリーンなエネルギーとして再生可能エネルギーが注目されている中、昨年9月の「CO2 排出ゼロ都市宣言」、及び10月の「再生可能エネルギー推進平戸大会宣言」の実現に向け、市民と行政が一丸となって節電、省エネルギーの推進を図るとともに、家庭用太陽光発電システム設置促進や再生可能エネルギー事業者への側面的な支援に努めてまいります。

環境保全対策の推進につきましては、快適で住み良い環境づくりとして、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に資するため、継続して浄化槽の設置を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

(2) 快適な生活環境の充実

まちづくり推進につきましては、市街地中心部の活性化や観光都市として賑わいを創出するため、平戸城下旧町地区における町屋の保存・改修、道路美装化等を継続して実施し、個性的で魅力ある街なみの整備に取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、「平戸市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した既存住宅の整備を行うなど、市営住宅の適正管理に努めてまいります。

水道事業に関しましては、新規事業として「平戸上水道統合整備事業」を実施するとともに、引き続き「田平地区統合簡易水道事業」及び「度島地区簡易水道基幹改良事業」を実施し、安全・安心・安定的な水道水の供給に努めてまいります。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

総合的な防災対策の推進につきましては、近年、局地的集中豪雨が頻発し、大きな被害をもたらしております。こうした自然災害には、普段からの備えが大切であり、関係機関との連携を密にしながら、あらゆる災害に対処できる体制の整備に努めてまいります。一方、原子力災害対策につきましては、自治体単独での施設や機材等の整備には限界があるため、県や関係自治体と協議及び連携を深め、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

自主防災組織につきましては、平成24年度から目標に掲げておりました「組織率100%」を、今年1月に達成するとともに、防災の資機材を整備することができたところであります。これからは、自主防災組織の自立的運用に向けての人材育成が重要であり、防災士の資格取得の推進及び地域の防災活動に対する支援を行い、組織の育成と強化を図ってまいります。また、消火栓ボックスの改修を行うなど自主防災組織の環境整備にも努めてまいります。

消防・救急救命体制の充実強化につきましては、年次計画に基づき耐震性貯水槽、消火栓及び消防格納庫・詰所等の消防施設、並びに小型動力ポンプ付積載車等の消防設備

の整備を行い、消防力の充実強化を図ってまいります。

救急業務につきましては、年々増加傾向にある救急需要において、高度な救急技術に対応できる救急救命士の育成とともに、救急隊員の知識及び技術の向上、並びに市民への応急手当法の普及啓発を図り、更に、医療機関との連携を密にし、現場や搬送途上における救命率の向上と、多様化する救急業務に的確に対応するよう一層努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢化社会に対応した「参加・実践型の高齢者交通安全学習」などの高齢者安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めてまいります。

防犯対策につきましては、「安全・安心まちづくり条例」に基づき、市民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現のために、引き続き防犯灯設置の推進やかぎかけモデル地区の指定を行うなど、市民への防犯意識の高揚を図る策を講じ、今後とも平戸警察署など関係機関との連携の下、防犯活動に努めてまいります。

市民総合相談につきましては、これまでの総合的な窓口体制に加え、昨年度から消費者安全法に基づき「平戸市消費生活センター」を設置いたしております。引き続き複雑かつ巧妙化する悪質商法などによる被害から市民を守り、皆さんが安心して生活が出来るよう努めてまいります。

(4) まちを支えるネットワークの充実

市道の整備につきましては、集落間を結ぶ交通ネットワークの充実を図るため、安全性・快適性に配慮し、交付金事業4路線、過疎対策事業10路線、辺地対策事業3路線の改良工事を実施いたします。また、市民の日常生活の安全を守るため、交通安全施設や舗装補修など、単独改良事業により計画的に整備してまいります。さらには、近年、全国各地において道路施設の崩壊が多発したことから、命と暮らしを守るインフラ再構築のため、道路定期点検を実施し道路施設の老朽化対策を推進してまいります。

離島地区住民の生活航路の維持確保につきましては、度島地区と高島地区の2航路に対し運航経費の一部を負担し、利便性と福祉の向上、産業振興に努めてまいります。また、度島航路と大島航路におきましては、フェリーの旅客運賃の割引制度を継続し、島民の経済的な負担軽減を図ってまいります。

路線バスの維持につきましては、市内生活路線及び広域生活路線に対する運行経費の補助や業務委託により、交通空白地帯の解消に努め、特に高齢者や学生等の交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。また、中南部地区を運行する「ふれあいバス」については、昨年、受託業者の一方的な運行停止があったことなどから、運行体制の見直しを行い、路線の安定的な運行に努めてまいります。

また、バスの利用環境を整備するため、待合施設が未整備のバス停について、継続して、必要性の高い箇所から順次、整備していくこととしております。

情報化社会の推進につきましては、現在、本市においては、光回線による高速大容量通信網が市内全域に整備されていない状況にあります。このようなことから、光ファイバー網の敷設整備を行うため「地域情報化基盤整備事業」に着手いたします。

3 健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成

(1) 笑顔いっぱいのまちづくり

健康づくりの推進につきましては、市民一人ひとりが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう「平戸市健康づくり第二次計画 いきいき平戸 21」に基づき、健康寿命の延伸を目標として、健康教育や各種健(検)診などの推進や、健康管理についての啓発を行い、疾病等の発症予防と重症化予防に努めてまいります。

特に、人口減少抑制対策としまして、子育て支援に関する事業の充実に重点を置き、乳児個別健診・母乳育児対策・発育発達支援事業の実施や、インフルエンザ予防接種助成対象年齢の拡大、むし歯予防対策フッ化物塗布事業の充実などの施策を、積極的に取り組んでまいります。

また、食育の推進につきましては、「第2次平戸市食育推進計画」に基づき、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、更なる充実に努めてまいります。

医療提供体制の充実ににつきましては、休日等における救急医療対策として、在宅当番医制による初期救急医療体制を継続していくとともに、佐世保県北医療圏の救急医療体制整備について、休日・夜間等の重症救急患者の医療確保を目的とした3市1町で構成する病院群輪番制病院運営事業による二次救急医療体制を継続してまいります。

また、「平戸市地域医療連携会議」による平戸市医師会を軸とした民間病院との連携強化を図り、よりよい地域医療体制の確立に努めてまいります。

離島医療につきましては、度島及び大島地区において引き続き、島民みずからが診療所を守り育てようと発足した「診療所を支える会」等と連携しながら、支援病院である平戸市民病院との診療交流や県の「しますけっと団医師斡旋事業」等による医師派遣など、医師が継続的に勤務しやすい体制づくりの構築を図り、離島医療サービスの確保に努めてまいります。

市立病院の経営状況につきましては、平成 21 年度から5年連続で経常利益を計上することができており、現在のところ平戸市民・生月両病院ともに経営的には落ち着きを見せているところであります。しかしながら、この要因としては、不採算地区病院の運営に要する経費の特別交付税措置によるところが大きく、安定した経営状況を維持するには、今後とも地域医療を守るための最重要課題である医師をはじめとする医療スタッフの確保、適切な配置及び経営の健全化に努める必要があります。

また、両病院とも医師の高齢化及び医師不足は慢性的となっていることをふまえ、私自ら先頭に立って、国や県などに対し医師確保に向け積極的に取り組んでまいります。

引き続き、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、相互診療応援体制の整備などによる連携強化、さらには「な

がさき県北地域医療教育コンソーシアム」との連携による、初期研修医に対する地域医療を学ぶ場の提供と将来の地域医療を担う「総合医」の育成に努めてまいりたいと考えております。

特に、平戸市民病院における療養病床数を見直すことによって、在宅ケアの推進と経営の効率化を図ってまいります。また、医師を除く看護職など医療技術者について、従来の企業職給料表から医療職給料表へ移行を行い、将来に向けたコストの縮減と医療技術者の確保に努めてまいりたいと考えております。

全国的にも自治体病院を取り巻く状況は厳しいものがありますが、病院事業管理者と十分な連携を図りながら、患者の皆様方に高い満足が得られるよう、全職員一丸となり質の高い医療サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、医療費適正化の推進のため、訪問指導や医療費通知及びジェネリック医薬費の差額通知を行い、医療費の個人負担や公費負担の軽減を図ります。特定健診・特定保健指導事業につきましては、「第二期平戸市特定健康診査等実施計画」に基づき、国が示す特定健診及び特定保健指導実施率60%の達成に向け、更なる受診率向上を推進してまいります。さらに、国民健康保険税の収納率の向上を図りながら、国民健康保険の適正な運営と健全な財政運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、引き続き、後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適正な医療給付に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、創設以来15年の節目の年を迎え、社会保障制度として定着してきたところでございますが、認定者数及び給付費の増加が課題となり、抜本的な見直しが必要となっております。

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の初年度であり、地域包括ケアの実現に向けた事業の実施、適正な介護給付、地域の実情に応じた高齢者支援事業を展開してまいります。地域支援事業につきましては、高齢者世帯の実態把握に努め、生活機能や実態に応じた介護予防事業や高齢者福祉サービスの利用を推進し、高齢者の在宅生活を支援してまいります。そこで、「地域づくりによる介護予防推進支援事業」として、重り付きリストバンドを活用した体操などを行う住民運営の通いの場を立ち上げ、筋力アップによる転倒骨折予防や閉じこもり防止、地域で高齢者を支える体制づくりを推進してまいります。また、離島における施策として、現在介護サービスの利用者及び事業者に対し、渡航費の助成を行っており、この対象を福祉用具の購入や貸与サービスを受ける方々まで拡充してまいります。

生活保護事業につきましては、「生活保護法」に基づく適切な扶助の実施とその自立を助長すると共に、「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対応するため、相談窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、就労等のさまざまな支援を一体的かつ計画的に行なう「生活困窮者自立支援事業」を実施し、低所得者の生活安定と自立促進を行ってまいり

ます。

(2) ともに支えあう福祉の充実

子育て支援につきましては、平成 27 年度から子ども・子育て支援法の施行による大きな制度改正が行なわれ、保育の提供や子育て支援策に対する給付の制度・枠組みが大きく変わります。このことから、昨年度「子育て応援ニーズ調査」を踏まえ策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業を推進してまいります。

特に、人口減少抑制対策として、子育て世帯の経済的負担感を軽減するために、大幅な保育所入所保護者負担金の軽減と、福祉医療給付事業の小中学生までの拡充を行います。

また、田平北小学校内に放課後児童クラブを整備し、保育にかける放課後児童の安全確保を図るなど、子育て環境の整備を推進します。

高齢者福祉につきましては、本市の高齢者数はここ数年横ばいの状態であるものの少子化の影響により、平成 27 年 2 月現在、高齢化率は 35.5%と年々高くなっています。

このようなことから、高齢者がサービスの受け手としてだけでなく、地域を支えていく担い手として活躍できる環境づくりに努めるとともに、地域における互助・共助による体制づくりが必要となっています。

そこで、地域の高齢者にボランティアとして活躍していただく、介護予防ボランティアポイント制度事業の拡充を図るとともに、見守り協力機関による「高齢者見守りネットワーク体制」の充実、及びシルバー人材センターと連携した「ワンコインまごころサービス」をより利用しやすくするなど、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう支援してまいります。

さらに、全国健康福祉祭「ねんりんピック」長崎大会が平成 28 年に開催され、本市においてはゲートボール競技が開催されることになりました。本年度は、その事前準備として実行委員会の設立やリハーサル大会の開催等を行なうこととしております。

障害者福祉の充実につきましては、障害があっても地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されることのない社会の実現を目指してまいります。このことから、社会参加事業や各種生活支援事業を実施し、障害者が自立した日常生活を営むことが出来るよう障害者福祉施策を推進してまいります。

特に、今年度は、平成 28 年度から 10 年間の障害者施策を計画的に推進するための「平戸市障害者計画（障害者マスタープラン）」の策定期間にあたり、長崎国際大学と連携を図り、障害者の意向を踏まえ、平戸市の実態に即した計画を策定してまいります。

昨年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の軽減、及び子育て世代への経済的影響を緩和する等の観点から、今年度も引き続き、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

4 明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興

(1) 生きがい輝く生涯学習の推進

学校教育の充実につきましては、将来の平戸市を支える人材を育成することを目指し、「高い志を持つ人づくり」を重点目標に、「基礎学力の向上」「特別支援教育の充実」「主体的な読書活動の推進」「不登校対策の推進」「信頼され尊敬される教師づくり」という5つの重点事項を掲げ、各種施策に取り組んでまいります。

学力向上の面では、ICT機器を導入して、分かりやすく、深まる授業による総合的な学力向上と、ふるさと学習や学校間交流を目指して取り組んでまいります。

また、国や県の事業を見据えながら学力検査を実施するとともに、小学校2校、中学校1校を研究指定校に指定し、学力の定着・向上を図る指導法等の研究を行うほか、算数・数学への関心・意欲を高めることを目的にした平戸市算数・数学検定を引き続き実施します。

さらに、英語力の向上を図るために、小・中学校でネイティブな英語の授業を実践するためのALTの配置や、中学生英語スピーチ大会を今年も実施してまいります。

特別支援教育につきましては、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進に向け、これまでに構築してきた「平戸市特別支援教育総合推進事業」を継続・発展させるとともに就学指導コーディネータを引き続き配置するなどして、幼児期から青年期の成長・教育につながる総合的な支援体制を充実させるほか、平戸市特別支援教育支援員を増員し、学校における特別支援教育指導のための支援体制を充実してまいります。

読書活動の推進につきましては、学校図書館ネットワークをリニューアルし、学校図書支援員の配置等と併せて、これまでの実績を踏まえ、読書環境の整備と児童・生徒の読書の質の向上に向けて更に努力してまいります。

また、いじめ防止・不登校対策につきましては、平戸市いじめ防止基本方針の運用と平戸市生徒指導推進協議会の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等や主任児童委員及び関係機関との連携の強化を図るほか、平戸市適応指導教室「のぞみ」における支援活動を充実してまいります。

学校施設の耐震化につきましては、国の施設整備基本方針に基づき、これまで計画的に整備を図ってきており、新規に対応すべき屋内運動場等の非構造部材の耐震化も併せて平成27年度を以て完了することとしております。

生涯学習の推進につきましては、まず、市民に募集し企画運営を委託する市民生涯学習講演会を開催し、市民の幅広い学習ニーズに対応するとともに、学習の成果を生かし市民自身が講師となる出前講座をはじめ、公民館における各種講座の充実、あわせて広報誌などの活用による生涯学習に関する情報や話題の提供など、学習意欲を高める啓発活動に努めてまいります。

また、8月にオープンを予定している「(仮称)平戸市総合情報センター」は、公民館、図書館機能を併せ持つ複合施設として、市民の文化活動や学習活動を支援し、人と人、人と情報をつなぎ、個人や地域の課題解決、産業の振興、地域の活性化などにも役立てていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

青少年健全育成事業では、健全育成会など関係機関、関係団体と連携を図り、通学合宿やサバイバル体験交流事業など体験活動を通して、「たくましさ」や「やさしさ」を持つ青少年の育成や非行防止に努めてまいります。

また、新たに人口減少対策事業の一環として、地域の人材を活用した「公民館土曜学習事業」や、家庭教育支援のための「絵本はじめましてブックスタート事業」にも取り組んでまいります。

市民スポーツの推進につきましては、生涯スポーツ社会の実現のため、中長期的な観点から競技力の向上と底辺拡大が不可欠であり、市体育協会各競技団体との連携を密に積極的に支援してまいります。特に、誰もが気軽に参加できる「ひらどツデーウォーク」は市外・県外からの参加者も多く、全国に向けて平戸市の魅力を評価してもらえる一大イベントとなっており、「平戸藩の秋めぐり」の一つとして積極的に発信してまいります。

(2) 地域固有の文化の継承と創造

豊かな自然、古くから海外との交流によって残された歴史的遺産、世代を重ねて伝えられた文化的資源が数多く所在する本市にとって、文化財を保護し、後世に伝えることは重要な責務であり、これらを活用して地域文化の振興を図り、市民が誇りとする郷土愛の醸成と人材の育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、県下でも有数の国・県・市指定文化財及び登録文化財 196 件を有しており、引き続きこれらの保護に努めるとともに、市民及び観光客への周知・公開・活用への取組みを積極的に進めてまいります。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進につきましては、平成 27 年 1 月 16 日に国内推薦の閣議決定を経て、ユネスコに国内推薦書が提出されたことから、イコモス調査に向けた対応、「世界遺産フォーラム」の開催、市民への周知・啓発、来訪者の受入体制の充実、拠点施設整備などを行い、国・県・関係自治体・地域住民が連携し、世界遺産登録に向けた取組みをより一層加速させてまいります。

重要文化的景観・重要伝統的建造物群につきましては、修理・修景事業を継続して実施するとともに、適正に保存し、効果的に活用していくため、地域住民との勉強会や各種イベントを通じて、地域資源を活かしたまちづくり活動を推進していきます。

文化の振興につきましては、市美術展覧会、青少年音楽会、文化まつりの開催など、市民が積極的に参加できる場を設け、個性豊かな人材育成と地域文化の活性化を促します。また、「ながさき音楽祭」「文化芸術による子どもの育成事業」「青少年劇場」などを開催し、芸術鑑賞の機会提供に努めてまいります。

文化施設の整備につきましては、博物館・島の館が今年度で開館 20 周年を迎えることから、一部リニューアルを行い、施設の整備充実と魅力ある展示プログラムの構築に努めて参ります。

5 活力ある産業振興と雇用の創出

(1) 次代を見据えた地域産業の振興

農林業を取り巻く情勢は、担い手不足や耕作放棄地の拡大という問題を抱える中、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉の行方など新たな課題への対応も迫られております。国におきましても経営所得安定対策や農地中間管理機構の整備、農業・農村の持つ多面的機能発揮のための「日本型直接支払」制度など、農業の競争力強化を目指す「産業政策」と農村の維持・活性化を狙った「地域政策」を車の両輪に例え、農政改革による「強い農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた取り組みが進められています。

市といたしましては、こうした現状を的確に捉え、『平戸市農業振興計画』に基づき、園芸品目や肉用牛の振興を中心とした農業振興を図ってまいります。

園芸品目の振興につきましては、イチゴやアスパラガス等の施設園芸、バレイショ、タマネギ等の露地野菜、さらに加工用タマネギを中心とした「平戸市園芸産地育成支援事業」を活用した規模拡大と経営基盤の強化を進めてまいります。

また、肉用牛の振興につきましては、子牛の取引価格が高値安定で推移していることから、平成29年に開催予定の「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」での上位入賞を目指し、優良繁殖雌牛群の造成による市場性の高い子牛づくりを積極的に進め、関係者一体となって「平戸牛の里づくり」に取り組むとともに、優良雌牛導入に対する支援、耕作放棄地を活用した放牧及びキャトルセンターの利用促進による増頭対策など生産性の向上を図ってまいります。

一方、担い手対策につきましては、引き続き、国・県の新規就農者支援事業等を活用し、農協や生産者部会など関係団体と連携しながら担い手の育成に努めてまいります。また、「人・農地プラン」や「農地中間管理機構」を活用し、地域の中心となる経営体の規模拡大を促進するとともに、農地や労働力確保及び耕作放棄地解消などの課題解決を図りながら、多様な担い手を含めた集落営農の育成にも積極的に取り組んでまいります。

次に、イノシシによる農作物の被害防止対策につきましては、引き続き防護柵の設置、箱罠による捕獲の強化、狩猟免許資格取得者の確保など、効果的な被害防止策を講じてまいります。また、農業被害以外にも「イノシシ被害まちなか対策事業」を推進し、先進地視察による効果的な体制整備に関する検討を重ねながら、地域の巡回パトロールや研修会の実施、特区捕獲隊の組織化など地域活動に対する支援を行い、地域住民のみなさんと一体となった被害防止対策を進めてまいります。

林業につきましては、本市における森林資源や菌床しいたけ廃ホダ木の有効活用及び森林環境の保全並びに雇用創出などを検討するための基礎資料として、木質バイオマスの利活用可能性調査を実施します。

水産業につきましては、国や県の施策を踏まえ、本市独自の水産業振興に関する指針である『平戸市水産業振興基本計画』に基づき、本市水産業の新たな成長と自立した地域の確立を目指した施策を講じてまいります。

まず、『漁業生産の安定化』のために藻場をはじめとする漁場環境の維持・保全対策として、引き続き、漁業者が自ら取り組む“磯焼け対策”である「水産多面的機能発揮対

策事業」に取り組みます。また、海面養殖業におきましては、赤潮対策としてのプランクトンのモニタリング調査や漁場環境の改善と合わせ、身質改善による差別化と PR 展開などによる新たな付加価値向上策を推進してまいります。

次に『流通販売体制の改善と水産物の高付加価値化による収益力の強化』といたしまして、市内全漁協で組織する「平戸市水産振興協議会」による“水産物にかかる流通販売体制の改善”に関する協議検討を重ね、効果的なプロモーション活動による認知度アップと市場価値の向上を目指します。また、同時に「6次産業化・農商工連携」につきましましては“やる気のある人材の育成”という観点からも漁業者グループの活動を積極的に支援するとともに大手企業や外食産業などとの取り引きを模索したいと考えております。

次に『次代の漁業を支える担い手の確保・育成』対策といたしまして、昨年度導入した平戸市版の“指導漁業者登録制度”を活用し、『平戸市漁業担い手確保支援協議会』を主体として、就業間もない漁家師弟に対する研修機会の充実を図ってまいります。

一方、漁業生産活動の拠点となる漁港施設整備につきましましては、生産拠点漁港の機能充実、防災対策、環境整備を基本とし、既存施設は、ストックマネジメントに基づく機能保全や安全対策に努めてまいります。

商工業振興につきましましては、中小企業・小規模企業振興の目的や基本理念、施策の基本方針を定め、市や中小企業者の責務、大企業の役割や市民の理解と協力を明確にすることにより、地域が一体となった中小企業の成長及び発展を目指すため、「平戸市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を提案することといたしております。

また、人口減少抑制対策の一環として、既存の製造業者が雇用を伴う規模拡大に必要な事業への補助制度を創設するとともに、平戸市中小企業振興資金の保証料の全額補給により、中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。

さらに、商店街の活性化対策につきましましては、商店街の空洞化を防ぎ、賑わいを創出するため、昨年度より実施しております「空き店舗等活用促進事業」等の拡充を図り市民や観光客の商店街への誘客を図ってまいります。

(2) 平戸ブランドの確立

物産振興につきましましては、引き続き「平戸市地域資源ブランド化推進協議会」が主体となって、首都圏及び福岡都市圏を中心としたプロモーション活動や、販路拡大事業を展開してまいります。首都圏及び福岡都市圏において、“いつでも”平戸の産品が購入できる味わえる拠点を設け、観光情報発信と合わせてさらなる「平戸」の知名度向上と販路拡大を図り、安定的な産品取引へと繋げられる事業展開を、これまで同様に継続的に実施します。

新規の取り組み事業といたしましては、首都圏の中心地において、店舗名に「平戸」の地名を打ち出した飲食店「長崎県平戸漁港」の新規オープンを計画している事業者とタイアップし、平戸産品のマーケティングと観光プロモーションを併せた事業展開を実施してまいります。また、平戸産品がいつでも購入することできる販売拠点を新規開拓し、生産と流通体制を確立し平戸産品の販売取引拡大に努めます。

また、人口減少抑制対策として、意欲的に6次産業化に取り組む農林漁業者で組織する団体及び法人等に対するアドバイザー派遣事業や、農林水産物を利用した、新たな加工品の開発に取り組むための施設・機械整備を図る「6次産業化推進事業」を創設し、地域の特徴を活かした農林水産物の有効利用や、付加価値の高い新商品の開発など、6次産業化の促進を支援し、生産者の所得向上と新規雇用等に繋げてまいります。

(3) 新たな産業の創造

新たな中小企業振興対策として、平成26年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、創業支援セミナーの開催や創業支援ワンストップ窓口の設置により、新規ビジネスの可能性を掘り起こし、創業者への補助制度や融資制度、融資に係る保証料の全額補給制度を創設するなど、総合的な支援を実施することにより、雇用確保、定住人口増及び産業活性化に努めてまいります。

企業誘致につきましては、平成27年度から新たな工業団地の整備に着手し、平成29年度中の分譲開始を目指し、本市への立地に前向きな企業への誘致活動の強化や新規開拓にも努めてまいります。

6 魅力ある観光の振興と交流人口の拡大

(1) 宝を活かした観光の推進

観光の振興については、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推薦書がユネスコ世界遺産センターへ提出され、イコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査が行われることとなり、「田平天主堂」、平戸の聖地と集落の「春日集落と安満岳」及び「中江ノ島」の3つの構成資産を持つ本市にも注目が集まることが予想されます。さらに、平成28年10月から12月にかけて長崎県とJRグループが連携して取り組む、国内最大規模の観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」の開催が決定いたしました。キャンペーンに先駆け、本年11月には、各旅行会社やメディア関係者を対象とした、全国宣伝販売促進会議が開催されますが、このことは観光地平戸の魅力を国内外に向け情報発信する絶好の機会と捉えております。

その中で、「ひらどフォトアートコンテスト開催事業」を実施し、平成23年度に決定した平戸新八景を活用したフォトコンテストをはじめ、車のCM等にも登場する本市の自然景観を活かした動画コンテスト等を開催し、更なる観光誘客につながるPRに努めてまいります。また、「観光宣伝ツール作成事業」では、観光客の視点に立った、新たな観光パンフレットを作成し、市外での観光PR媒体として活用を図ってまいります。

さらに、観光協会と連携しながら「宿泊キャンペーン事業」を展開し、旅行会社等の商品造成、送客に向けた取組みを支援し誘客に繋げてまいります。

また、1年を通して季節毎の特色を活かしたイベントを展開する、平戸藩の四季めぐりシリーズについては、積極的に情報発信に努めるとともに、新たに、市外で配布しているパンフレットに特典をつけるなどの取組みにより、誘客の促進に努めてまいります。

3年目を迎える観光応援隊設置運営事業は、登録者が、市外を中心に現在1,700人を超えており、今後も増えていくものと考えております。登録者への観光情報発信だけで

なく、拡散につなげることで本市の観光誘客などにつなげるとともに、大学との連携を図りながら学生ボランティアの確保や平戸サークルの設立を目指します。さらに、地域起こし協力隊の導入等により組織を拡充し、主体的役割を担うことにより、本市の課題解決に努めてまいります。

次に、体験型観光では、本市5地区の体験観光協議会が加盟している一般社団法人まつうら党交流公社では、昨年も3万人近い修学旅行の受入を行っております。その3割を本市で受入れていることを考慮し、引き続き、交流公社に対して支援を行ってまいります。また、今月には、英進館の小学生を対象とした春のチャレンジ合宿の開催が決定しており、今後も、継続した受入ができるよう関係団体との連携を図りながら、受入体制の充実を図ってまいります。

次に、観光協会の事務局が入っているレストハウスについては、建築後30年を経過し老朽化していることや、隣接する総合情報センターの建設に伴い、市内外からの利用者の増加を見込み、観光情報の発信拠点並びに利用者の憩いの場としての活用を図るため、リニューアル工事に着手し、施設の長寿命化を図ってまいります。また、焼罪史跡公園にトイレを整備するなど、関連施設の適切な維持管理に努め、安全・安心でより快適な観光をしていただける環境整備を進め、リピーターの確保に繋げてまいります。

次に、外国人誘客については、鄭成功を縁として交流を続けている台南市で開催される、大台南国際トラベルフェア（TTF）に出展し、台湾からの誘客を行うとともに、県が中国で開催を計画している鄭成功サミットに参加し、県と連携を図りながら、鄭成功の生誕地をPRし、中国からの誘客に繋げていきたいと考えております。さらに、鄭成功記念館の山門建設に着手し、鄭成功の生誕地としての情報発信を図るとともに、「鄭成功を活かした中野まちづくり委員会」との官民協働による周遊コースの開発や、受入体制の整備を進め、交流人口の拡大による地域の活性化を目指してまいります。

また、福岡・佐賀・長崎各県の5都市で構成する東アジア誘客3県都市連携会議では、台湾に加え香港をターゲットとした誘客事業を展開するとともに、韓国に対しては、根強い人気を持つ「キリシタン紀行」と合わせて、県内で唯一認定を受けた九州オルレコースを活かし、九州観光推進機構、九州オルレ認定地域協議会の関係自治体と連携しながら情報発信、誘客事業を展開し、誘客に努めてまいります。

(2) 地域・国際交流の推進

地域間交流につきましては、姉妹都市である香川県善通寺市へ訪問団の派遣や、物産交流等による更なる友好親善を行い、市民レベルでの交流を深めてまいります。また、北海道枝幸町との交流では、「いきいき交流事業」として、枝幸町の中学生が本市を訪問し、地元中学生とホームステイを通じ、自然環境や歴史・文化等の違いを体験することで、次代を担う子どもたちの育成に向けた交流を進めてまいります。

国際交流につきましては、本市の歴史や特異性を活かしたまちづくり推進のため、市民と一体となった国際交流に取り組み、歴史の認識と国際理解による人材育成、更には交

流人口の拡大による地域活性化につなげてまいります。

アジア諸国との交流につきましては、鄭成功をキーワードとした歴史的つながりがある、中国福建省南安市及び台湾台南市との更なる友好交流を深めるため、市民と一体となった交流促進事業に取り組むこととしております。

姉妹都市であるオランダ王国ノールトワイケルハウト市との交流につきましては、両市の高校生を対象とした短期留学事業として、青少年訪問団の相互派遣を行い、ホームステイ等を通じて外国の文化や生活習慣の違いを理解し、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めてまいります。

7 効果的・戦略的な行政経営への転換

(1) 効率的な行政経営の推進

行政改革の推進につきましては、合併算定替えに伴う普通交付税の削減に対応するため、「平戸市行政改革推進計画」及び「平戸市定員適正化計画」に基づく行政経費の削減や職員数抑制等を実施してまいります。併せて、有識者等で構成する「平戸市行政改革推進委員会」を設置し、行政改革の確実な進捗管理を図ってまいります。

一方、「定員適正化計画」の推進によって人員削減が進むことから、職員一人ひとりの能力の向上を図ることはもとより、業務の遂行に向けても的確な目標を定め、管理を徹底させていく必要があります。その方策として、平成 24 年度から人事評価制度の導入に取り組んでおり、平成 27 年度においては一部運用を開始しながら、平成 28 年度からの地方公務員法改正による制度導入に向け、課題、問題点等を整理し評価制度の構築に努めてまいります。

また、市民の皆様に分かりやすく便利な市役所窓口へと改善するために、本庁 1 階フロアに総合窓口を設置し、行政窓口のワンストップ化を図るとともに、将来的には総合窓口業務の民間委託を検討してまいります。さらに、市が保有する公共施設につきましては、将来を見据えた適正配置とするため、これまで各種方針の策定作業を進めてまいりましたが、国からの要請に基づき、今年度から、公共施設全般の適正化方針を網羅した「(仮称) 平戸市公共施設等総合管理計画」の策定に着手いたします。

(2) 健全な財政運営の推進

健全な財政運営の推進につきましては、有効な財源の確保に努めるとともに行政コスト削減に努め、平戸市の将来を見据えた長期的展望の中で、市民が満足できる施策を展開できるよう努力しているところであります。

特に、自主財源に乏しく地方交付税に依存している本市におきましては、平成 28 年度から始まる普通交付税の合併算定替の逡減により、大変厳しい財政運営が予想されることから、平成 25 年度におきまして「行政改革推進計画」及び「財政健全化計画」を策定したところであり、この 2 つの計画に沿って、合併算定替による特例期間が終了するまでに、財政構造の転換を図り、合併特例措置廃止を見据えた財政運営に努めていくこととしていただいております。このことから、平成 27 年度におきましても引き続き「スクラップ・アンド・ビルド方式」及び「サンセット方式」の徹底により、捻出された財源を活

用しながら既存重点施策の充実等を図ることとしたところであります。

また、「ふるさと納税」につきましては、カタログリニューアル、クレジット決済、テレビ放送に取り上げられたことなどから、平成27年2月17日現在では、寄附金の申し込み金額が13億7,136万3千円となり、一部マスコミの発表では、平戸市が全国トップであるとの報道もあっております。

ふるさと納税は、自主財源の乏しい本市にとって、新たな財源の確保が図られるだけでなく、本市の特産品の消費拡大や新たな販路開拓にもつながることや、さらには、ふるさと納税を通して平戸市を大きくPRすることができ、観光客の増加や定住促進にもつながるものと期待しているところであります。

この寄附金の使途につきましては、総合計画の「やらんば燦燦プロジェクト」で設定している、「輝く人づくりプロジェクト」、「宝を磨き活かすプロジェクト」及び「ずっと住みたいまち創出プロジェクト」の3つのプロジェクトを達成するために必要な事業に充てることとしており、特に平成27年度においては、「人口減少抑制対策」に優先的に活用しているところでございます。

以上、「平戸市総合計画」に掲げた目標に沿って、一部特別会計を含め、平成27年度一般会計当初予算の概要と所信の一端を申し述べさせていただきました。

市民の皆様のご信頼に応えるべく、主要事業の推進に全力を傾注してまいり所存でありますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他、各特別会計及び企業会計の平成27年度当初予算の総額は、

給与管理特別会計	33億2,261万5千円
国民健康保険特別会計	60億948万5千円
後期高齢者医療特別会計	4億1,559万7千円
介護保険特別会計	43億9,658万7千円
農業集落排水事業特別会計	1,255万9千円
宅地開発事業特別会計	800万円
あづち大島いさりびの里事業特別会計	1,178万6千円
電気事業特別会計	2,027万9千円
駐車場事業特別会計	488万円
工業団地事業特別会計	500万円
水道事業会計	19億5,710万9千円
病院事業会計	26億9,679万3千円
交通船事業会計	2億4,027万9千円

となっております。